

その他の取組

63 お客様の満足度重視への取組み

当組合では、お客様の当組合に対する日頃の満足度を把握するため、平成28年11月に324人(訪問先:150人、窓口:75人、郵送先:99人)のお客様を対象に14項目にわたるアンケート調査を実施し、前年度と同様、一部郵送方式による調査も含め、忌憚りの無い貴重なご意見をいただけるようにしました。調査結果では各項目において概ねご満足いただいているとの回答が寄せられました。引き続き、平成29年度以降も以下の取組みを中心に、お客様の目線に立ち満足度向上により一層努めてまいります。

- ☆地域金融機関としてコンサルティング機能を十分発揮できるよう、経営・事業に関する的確なアドバイスをを行い、お客様のご要望に対しスピーディな対応を心掛けます。
- ☆個人情報保護・コンプライアンス(法令遵守)については組合方針に基づき、これまで以上に分かり易い説明を行い、お客様が安心してお取引していただける環境作りに努めます。
- ☆職員の接客能力・知識の向上の為、内部研修の他、外部研修も計画的に実施し、職員の能力のレベルアップを図り、お客様にご満足いただけるサービスの提供に努めます。

64 地域密着型金融の推進

当組合では、平成15年度から地域密着型金融の強化のためさまざまな取組みを進めており、27年度には、29年3月迄の2年間に亘る新たな「地域密着型金融推進計画」を策定して、経営改善や事業再生等、取引先企業等の支援に積極的に取組んでおります。28年度の健全債権化への取組みにより、ランクアップが図れた支援先は5先となりました。今後とも引き続き、地域金融の担い手としての役割を充分に自覚して取組んでまいります。

さらに、職員の目利き能力向上のための研修等への積極的な派遣に加え、地域貢献の一環としての大学の医学研究室への助成金交付なども継続的に行っております。

65 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

●中小企業の経営支援に関する取組方針

地域のお客様へ必要な資金を安定的に供給するとともに、お客様からの各種相談にきめ細かく対応するなど、地域金融の円滑化に向け積極的に取組んでおります。

また、中小企業金融円滑化法の期限到来後も当組合の対応方針は変わらず、地域金融の円滑化に向け、これまでと同様の支援を継続する方針であります。

●中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業金融円滑化法の期限到来後の支援体制として設置した、出口戦略対策室を中心に、お客様のライフステージに応じた再生支援等を積極的に行っております。

また、「中小企業経営力強化支援法」に基づき創設された「経営革新等支援機関」の認定機関として、各種セミナーや研修会に積極的に参加し、全営業店でお客様の経営改善計画書の策定や各種補助金申請等の支援を行っております。

●中小企業の経営支援に関する取組状況

1.創業・新規事業に向けた支援

平成28年度の創業・新事業支援に係る貸出は20件、304百万円の実績でした。

2.成長段階における支援

平成27年12月より地域密着の貸出商品として無担保・無保証の事業者向けローン「ビジネス・タイムリー大同」を新設し円滑な資金供給を図っております。

平成28年度の実績は356軒、1,096百万円でした。(前年度122軒、309百万円)

3.経営改善・事業再生・業種転換等の支援

中小企業金融円滑化法の期限が到来した平成25年4月以後、新たに返済条件変更等の支援を行った先は平成25年度17社、26年度18社、27年度8社、28年度は4社となりました。また、平成28年度の支援先卒業は完済先も含め12社となり、平成29年3月末の支援先は77社(前年度93社)となっております。

経営改善支援策として「地域経済活性化支援機構」「中小企業再生支援協議会」「認定経営革新等支援機関」及び「外部専門家」等との連携をお客様にも積極的に提案し再生支援を図る事としております。

●「経営者保証に関するガイドライン」への対応状況

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、平成26年4月に対応方針・対応マニュアルを制定し真摯に対応する態勢を整備しています。また、ガイドラインの趣旨や内容をお客様への十分な説明により、理解を頂く事で経営者保証に依存しない融資の促進を図っております。

平成28年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は375件(前年度141件)、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は41.3%(同17.9%)となっております。

● 文化的・社会的貢献活動

当組合は、社会メセナの一環として、平成18年度より大阪大学大学院医学系研究科に研究助成金を交付しており、28年度も引き続き交付いたしました。28年度の交付にて10年間連続となり、大阪大学大学院医学系研究科より感謝状を授与されました。ガンの治療としては、手術、放射線治療や抗ガン剤による化学療法が一般的であります。副作用が大きいため、高齢者の方々を中心に、これらの治療方法は難しいと言われております。このため、同研究科では「第4の治療法」として期待されているガンへの免疫を高めるワクチンの研究に精励されており、最近ではマスコミにも取り上げられるなど世界的にも関心が集まっております。



● 産学連携への取り組み

当組合では(社)全国信用組合中央協会と連携し、大学教育を通じて地域社会の発展と人材育成が図れるよう、組合内に「産学連携企画チーム」を設置し、産学連携の活動を積極的に行っています。主な取り組みとして、「地域金融の重要性と信用組合の役割」をテーマとした理事長による大学講義を実施しています。地域金融機関の実践論の講義は受講生にとって、普段、大学で学ぶことのできない貴重な体験となることから、産学連携への取り組みを継続して行っております。

● 地域行事への参加

支店名	活動の内容
城東支店	地元町内お花見会参加
守口支店	商工会主催の融資相談会の実施
石津支店	地元商店街の定時総会への参加



(上記以外の支店でも、積極的に地域とのふれあい活動を行っております。)

67 総代、総代会とその役割

信用組合は組合員自身の組織であるため、その運営は組合員の意思に基づいて行われなければなりません。総代会は、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営される当組合の最高意思決定機関であります。なお、総代の定数は100名以上110名以内で、任期は3年です。

総代会の決議事項

第66期通常総代会が、平成29年6月22日午後3時30分より、ホテル日航大阪で開催されました。当日は総代110名のうち、出席110名(内委任状による代理出席3名、書面による議決権行使60名)のもと全議案が可決・承認されました。

- (1) 報告事項／ 第66期事業報告及び、計算書類等に係る監事の監査報告
- (2) 議決事項／ 第1号議案 第66期貸借対照表及び損益計算書承認の件
- 第2号議案 第66期剰余金処分案承認の件
- 第3号議案 第67期事業計画及び収支予算案承認の件
- 第4号議案 組合員除名の件
- 第5号議案 借入金最高限度額承認の件
- 第6号議案 監事選出の件



選挙区	総代数	総代氏名
第1区 本部・本店営業部取引組合員 城東支店取引組合員 京橋支店取引組合員 生野支店取引組合員 針中野支店取引組合員 三国支店取引組合員	46名	有田 稔① 石村 伸人① 乾 孝一① 今村 聖三① 上原 勇一郎① 大山 成哉① 岡迫 洋一郎① 笠城 秀彬① 加藤 友康① 河野 春義① 高田 忠男① 高山 芳夫① 田中 武士⑤ 田中 耕一① 徳山 明① 長谷川 伸夫④ 濱田 利朗 * 葉山 敬三① 前田 裕幸① 松下 一郎① 森 久男① 森山 茂① 安原 治① 安本 勇次① 山田 相奇① 山本 美代次① 山本 梁介① 吉村 孝文① 若林 宏明① 加良 数章④ 幸野 剛朗⑤ 米崎 義太郎① 金光 基浩① 佐々木 光四郎⑥ 長田 道子⑥ 濱本 元弘① 花田 利彦① 松島 二郎① 西川 和宏④ 能方 秀行 * 荒谷 勝治⑤ 伊東 勲④ 紀平 一③ 清水 順一⑤ 橘 豊③ 辰己 和通①
第2区 枚方支店取引組合員 東香里支店取引組合員	13名	井戸 泰子⑤ 上田 豊子① 檜原 昭次④ 坂口 忠英 * 高橋 征二郎① 沼田 彰仁① 山本 勇治④ 岡田 久美子① 工藤 久志④ 二階堂 道晴① 平山 福太郎⑤ 藤井 隆司② 榎野 孝博②
第3区 守口支店取引組合員	5名	大西 勝彦 * 瀬尾 八郎④ 中村 嘉代子③ 早田 直樹① 板東 富美子③
第4区 八尾支店取引組合員	7名	浅尾 繼三郎⑤ 阿曾 五三 * 栗本 博之① 小林 成禎① 嶋野 雅祥① 中谷 俊雄 * 森田 一 *
第5区 松原支店取引組合員	9名	浅田 雄次 * 江崎 秋博② 菊井 英子② 北山 忠明④ 小林 裕史③ 高山 博昭① 西 俊郎 * 松本 勝見⑤ 森 英一朗①
第6区 初芝支店取引組合員 石津支店取引組合員 福田支店取引組合員	22名	浅沼 登 * 岡田 裕雄④ 梶山 茂一 * 上野 宗彦② 西 好通 * 羽入田 誠司① 森 和義⑤ 山口 貞夫④ 浅野 勲① 伊勢 潔① 梶尾 登③ 田中 均③ 広田 昌司⑤ 宮野 正己⑥ 石崎 博③ 植松 一夫 * 尾崎 啓子① 神谷 孝雄 * 中嘉 通子② 中瀬 昌人① 中西 嘉伸② 渡邊 聖治③
第7区 富田林支店取引組合員	8名	浦田 恒美 * 香川 昌之① 金谷 一彦① 新川 俊 * 武田 繁① 田坪 節子③ 寺田 満津彦③ 三嶋 博彦④

(注) 氏名の後に就任回数を記載しています。*は6回以上。(敬称略、順不同)

68 報酬体系について

対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬等は、総代会において、理事全員及び監事全員の各支払総額について最高限度額の承認を得ております。

そのうえで、各理事の基本報酬額等については役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額等については、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間中に每期引当金を計上しており、退任時に総代会で承認を得た後、「役員退職慰労金支給基準」に基づいて理事会で決定しております。

69 ATM相互利用可能金融機関

業 態 名

都市銀行、長期信用銀行・商工中金、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行、セブン銀行(セブンイレブンおよびイトーヨーカドー設置ATM)、イオン銀行

当組合と上記金融機関はATMを利用して相互にカードの利用ができます。(但し、セブン銀行のカードによる当組合のATM利用はできません。)

(注1) 一部の信託銀行は利用できません。

(注2) 外国銀行等は利用できません。